

田辺周辺広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設 第2回用地選定検討委員会
会議録（概要版）

【日時】 令和6年11月11日（月） 午前9時30分～午前11時15分

【場所】 西牟婁総合庁舎4階 大会議室

【出席者】

（委員）

学識経験者 吉田登、櫻井祥之、八鍬浩、土永知子

住民代表 野村悠一郎、田中晴好、來栖末美、瀧本美奈

（オブザーバー）

構成市町廃棄物担当課長 井澗伴好、前田善伸、榎本崇広、三浦誠、南典和

（事務局）

田辺周辺広域市町村圏組合 清水局長、古久保主任、孫本主査

（技術支援業務受託者）

パシフィックコンサルタンツ株式会社 3人

【欠席者】

（委員）住民代表 田中利典

【内容】

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 基本構想の検証について
4. 第3回委員会の開催方法について
5. 連絡事項
6. 閉会

1. 開会

- ・事務局より開会の挨拶を行った。

2. 委員長挨拶

- ・吉田委員長より挨拶。

3. 基本構想の検証について

- ・基本構想第4章以降の内容について検証を行った。

委員長 : 第3章の内容になるが計画ごみ質の設定について確認したい。焼却灰中の未燃分を減らすためには、ごみ質において一定の低位発熱量が必要になる。計画ごみ質の設定にあたり過去5年間の実績を参照しているが、田辺市・みなべ町の平成29年度・平成30年度の一部実績は除外されている。今後も引き続きごみ組成調査を行い、最新の実績をもとに、令和9年度以降の施設整備基本計画、基本設計において計画ごみ質を設定する予定でよいか。

また、これまでもごみ組成調査結果において、ごみ質が大きく変動することはあったか。

PCKK : 計画ごみ質の設定にあたり、外れ値の除外方法には特に決まりはない。今回は設計要領の考え方（高質ごみの低位発熱量／低質ごみの低位発熱量が2.5を上回らないようにする）に基づき、低位発熱量で除外対象を設定した。除外対象である低位発熱量2,700kJ/kgは一般的にもかなり小さな値であり、検体における何かしらの不具合と考えられる。

委員長 : 定常的に検出されるごみ性状ではないという理解でよいか。

ワザバー : 問題ない。

委員長 : 交付金交付要件の一つであるエネルギー回収率について、「100t/日以下」「100t/日超、150t/日以下」を比較したとき、差がある。基本構想における可燃ごみ処理施設規模113t/日の場合や、仮に施設規模が100t/日を下回った場合においても、交付要件のエネルギー回収率は達成可能な見込みであるか。

事務局 : 施設規模については将来人口推計やごみ量実績を基に推計しており、今後も状況に応じて再度推計することも考えているが、最近の高性能設備を採用することで交付要件のエネルギー回収率は達成可能と考えている。

副委員長 : 以前は焼却施設における発電設備導入可否の境は100t/日とされていたが、最近の施設は70t/日（35t/日×2炉）の施設において、1炉運転の場合でも発電可能で買電なしで運営している事例がある。

委員長 : リチウムイオン電池について、昨今は廃棄物処理施設で火災発生の原因として問題視されているが、圏域の施設においても被害が発生したことはあるか。

事務局 : 圏域の施設においても、リチウムイオン電池による事故が発生したことがあると聞いている。対策として、広報を通して住民への分別啓発をしているが、どうしても

混入することがあり、排除しきることは難しい。

副委員長 : 他事例では、取り外し可能なリチウムイオン電池は分別してもらうように啓発していることが多い。しかし、リチウムイオン電池が機器一体型の場合は、取り外しが困難である。火災発生時の対策としては、施設内の選別機・破碎機において消火設備を設ける方法がある。

委員長 : 高速回転破碎機の前段に低速回転破碎機を設置して対策される事例があるが、低速破碎機においても火災は発生することはあるか。

副委員長 : 火災・爆発は低速破碎機で対策される場合もあれば、メーカーによっては高速破碎機のみで対策可能とされる所もある。破碎機における対策として消火設備の他に、爆風口を設ける必要がある。また、不燃ごみ貯留ピットにおいて火災が発生する場合がある。不燃ごみ貯留ピットにおいては破碎機と異なり、昼間に搬入され、経時的に発熱し夜間に発火する場合がある。不燃ごみ処理施設は、日中の運転であり夜間は作業員が不在のため、消火設備を設けておく必要がある。

副委員長 : 水銀対策として、水銀体温計等の水銀含有製品の分別を促進するために3年程度かけて住民に啓発した事例がある。また、排ガス中の水銀対策として、排ガス温度をろ過式集じん機前で170℃程度まで下げることで、水銀が活性炭に吸着されやすくなる。今後、要求水準書作成の際には留意されたい。

委員長 : 設計要領では1次選定段階で候補地が10か所程度に絞られると記載されているが、広域化により用地選定の対象地域が拡大する分、1次選定後に残る箇所は増える可能性があるともみてよいか。また、圏域では田辺市が人口の半数を占めている。人口比率を用地選定の基準とする考え方はあるか。

事務局 : 設計要領の内容はあくまで例示であるため、1次選定後の箇所数は対象範囲により異なると考える。また、人口に基づく収集運搬効率なども評価項目の一つになり得ると考える。

委員長 : 最初から人口の多い所に絞るのではなく、あくまで評価項目の一つとして検討していく。

委員 : 周辺施設の整備方針については用地の選定後に検討されるという事だか、例えば新施設を避難所とする場合、山奥等は適していない。新施設にどのような機能を持たせるかによって、用地選定における絞り込みの考え方は異なってくるのではないか。

事務局 : ユーティリティの詳細は今後の検討課題であるが、用地選定に関係する部分については、評価項目に取り入れるかどうか、委員会で検討していただく。

副委員長 : 用地選定方法の例として地図上での絞り込みと公募を記載しているが、今回はどちらを採用されるのか。

事務局 : 基本構想策定時の担当者や、各市町の首長と協議した結果、地図上での絞り込みを採用する。

- 委員長 : 事業方式は従来方式を除く 3 方式のいずれかになる見込みであるか。また、DBO 方式が主流である中、PFI 方式を採用する事例も増えてきているのか。
- 事務局 : 事業方式については令和 9 年度以降の導入可能性調査において検討する。経費の削減や民間企業のノウハウ活用等を考慮することは妥当だと考える。
- 副委員長 : PFI 等導入可能性調査は交付金の交付要件として定められており、必要である。最近では DBO 方式を採用される事例が多い。導入可能性検討時のメーカーアンケートでは、PFI 方式の場合は民間企業が資金調達をする必要があることから、メーカーが忌避する場合がある。また、PFI 方式は金融機関から資金調達するため金利負担がかかり、他の方式と比較して費用が多くなる。一方で財政負担の平準化が可能であることから、採用される場合もある。
- 従来方式を採用される方針はあるか。
- 事務局 : 今後の検討になるが、候補としてはあまり考えていない。
- 副委員長 : 私が以前勤めていた自治体では現在も従来方式を採用しており、メリットとして緊急対応可能な点があるが、全国的には従来方式の採用は少ない。

- 委員長 : 広域化による交付率の嵩上げは該当するか。また、交付対象額のトン単価上限額は適用せざるを得ないと考えるが、起債額などが多くなる見込みであるか。
- 事務局 : 交付率の嵩上げが適用されるか否かは、県に確認が必要になる。また、トン単価上限額による財政負担については、今後の検討になる。
- 副委員長 : 建設資材価格の高騰により、建設費総額のトン単価が高騰している。費用削減方法を国等が検討しており、その中で建屋を如何に縮小するかが案として挙げられている。しかしダイオキシン管理区域の都合により一定の範囲は建屋で覆う必要があり難しい面もある。また、環境学習機能を縮小することも考えられているが、総額を抑えるための効果はあるが、交付対象ではない部分のため交付対象経費上限額の範囲内に抑えるための工夫としては寄与しない。

4. 第 3 回委員会の開催方法について

- 事務局 : 第 3 回委員会は、令和 7 年 1 月 23 日（木） 14 時 00 分～ 紀南環境広域施設組合 2 階大会議室で実施する。議題は 1 次選定から 3 次選定までの大まかな考え方、1 次選定及び 2 次選定の評価項目及び評価基準とする。公開・非公開については、非公開の基準に該当しないと考えるため、公開とする。
- 委員一同 : 異議なし。

5. 連絡事項

- ・特になし。

6. 閉会

- ・委員長から閉会を宣言する。

以上